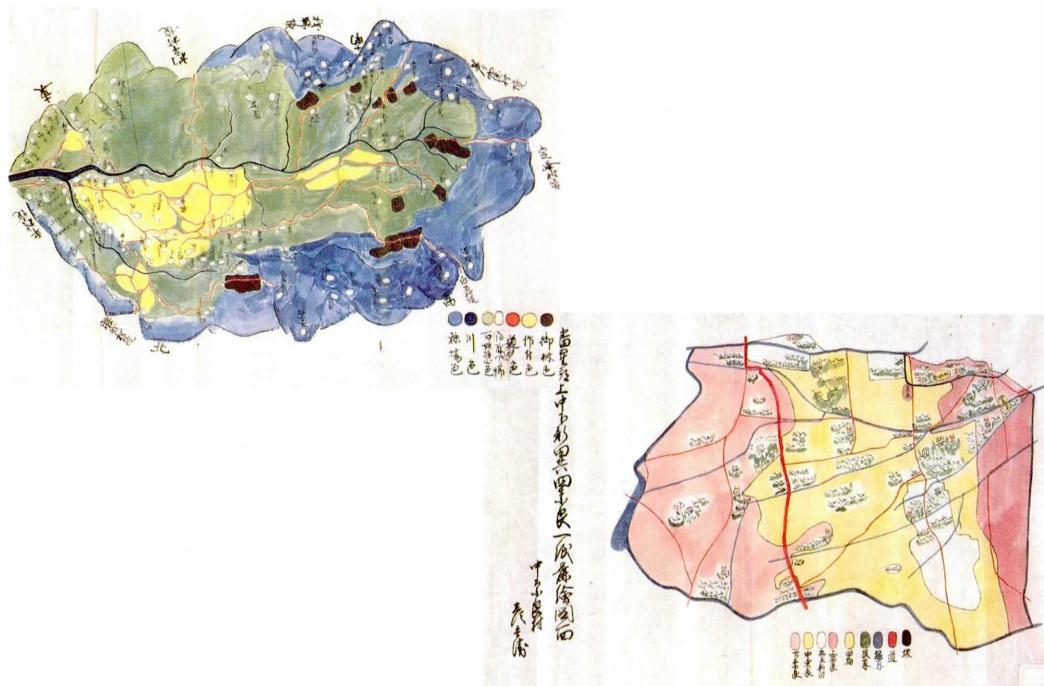


昭和62年収蔵文書展

# 文書にみる村のくらし



昭和62年5月23日(土)～昭和62年9月27日(日)

埼玉県立文書館

## 開催にあたって

江戸時代の埼玉県域の村々は、幕府代官や大名・旗本などの支配をうけていました。村数は江戸時代を通じて約2,000程度あったといわれ、村を単位とした生活が営まれていました。村には村役人として、名主・組頭・百姓代がおかれて、領主の命令を伝達したり、年貢取り立てや村内の治安維持にあたりました。

江戸時代の農民は、隣保組織の一つである五人組に加入させられ、年貢納入・犯罪防止などの連帯責任を負わされていました。またキリストン宗徒の取り締りをめざした宗門人別改帳や慶安の触書にみられるように、日常生活の細部にわたって種々な規制を受けていました。

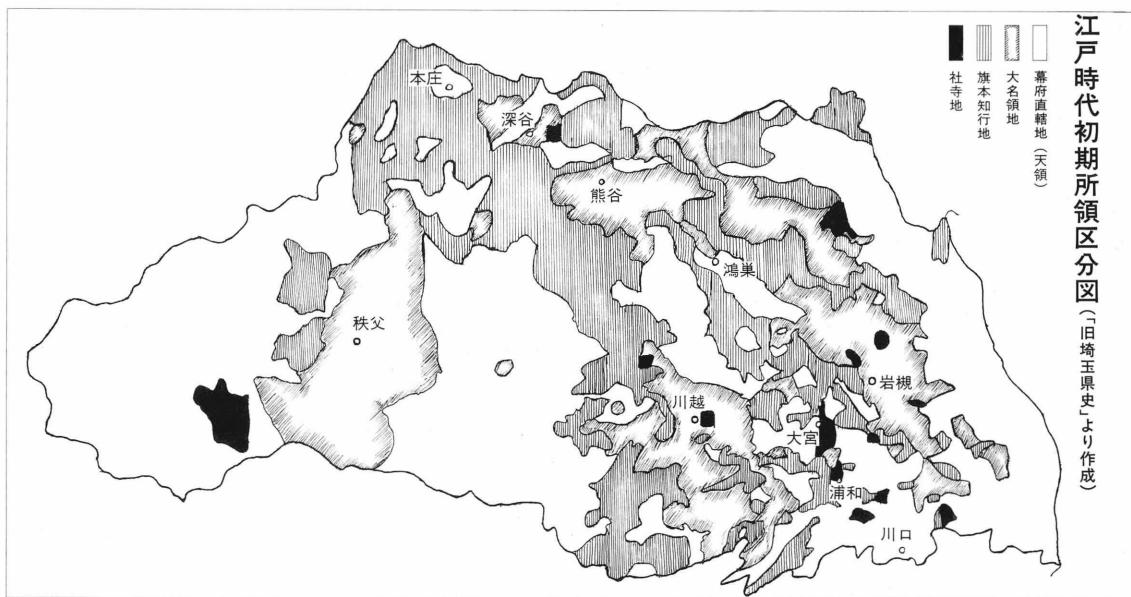
そうした中にあった江戸時代の村々ですが、村の内では村役人の選定や共有地の利用、交際規則の取り決めなどが協議されるなど限られた範囲であったが、村の自治組織が機能していました。また用悪水や治水に関して、村をこえて用水組合・普請組合が結成され、利害の調整がはかられていました。

本展示は、こうした江戸時代の村のようすを文書資料によって概観していただこうとしたものです。

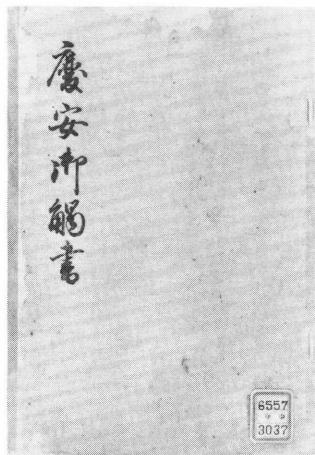
これを機会に、ひとりでも多くの方が文書資料の重要性を御理解いただければ幸いです。

昭和62年5月

埼玉県立文書館長 須藤和敬



# 禁令と支配

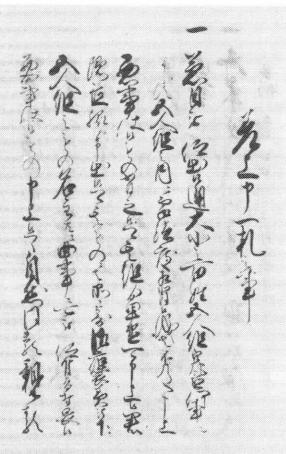


◀ No. 1 慶安の触書

慶安2年（1649）幕府が出した法令で、農民の守るべき心得を記したものである。具体的には、農民には米食をさせず雑穀を主とすること、茶・酒・たばこなどの禁止、年貢をきちんと納入すべきことなど全26条にわたり、幕府の農民に対する基本的な考えが示されている。No.1は、武藏国で代官を勤めた山本大膳が作成した木版本である。

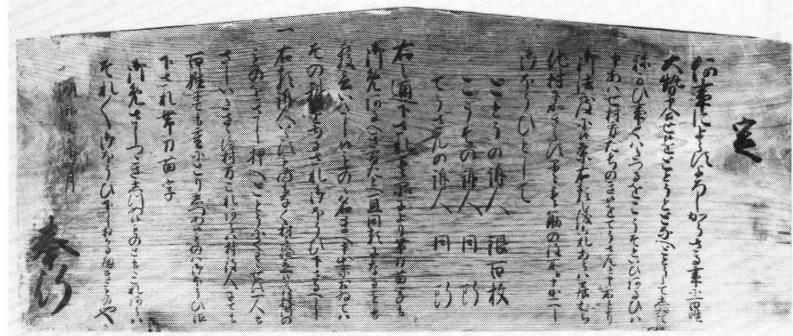


◀ No. 2 五人組帳前書  
▶ No. 3 御仕置五人組帳 (Oshite Ginjinsho)

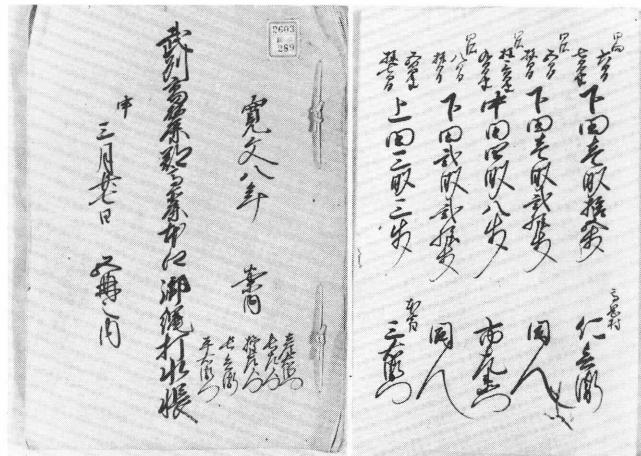


五人組は年貢収納、村の治安維持などのために、五人（戸）を標準として作った組合である。五人組帳は五人組の一覧で、その前書には、領主が農民の日常生活全般にわたって規定した触書が要約されており、村役人（名主）が定期的に読み聞かせて周知をはかった。なお前書の条文は時代が下るにつれて条数が増加し、No.2は73カ条からなっている。

立札ともいい、農民に触（法令）を周知させる簡便な手段として利用された。高札場は繁華な市場や交通の要所に設置されたが、村内では名主の屋敷の門前などに立てられることが多い。No.6の高札は、明和7年（1770）に出された徒党の禁止を定めたものである。



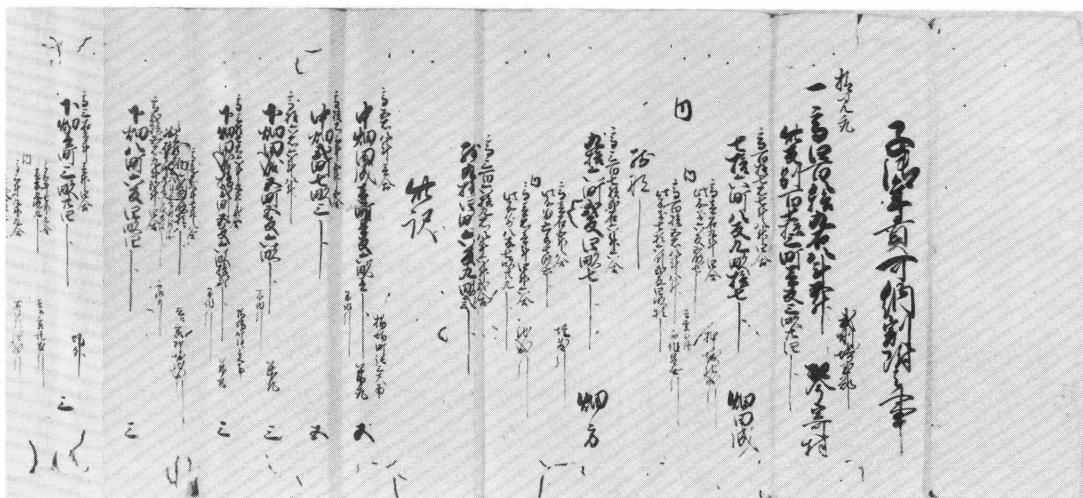
# 検地と貢租



◀ No. 7 検地帳

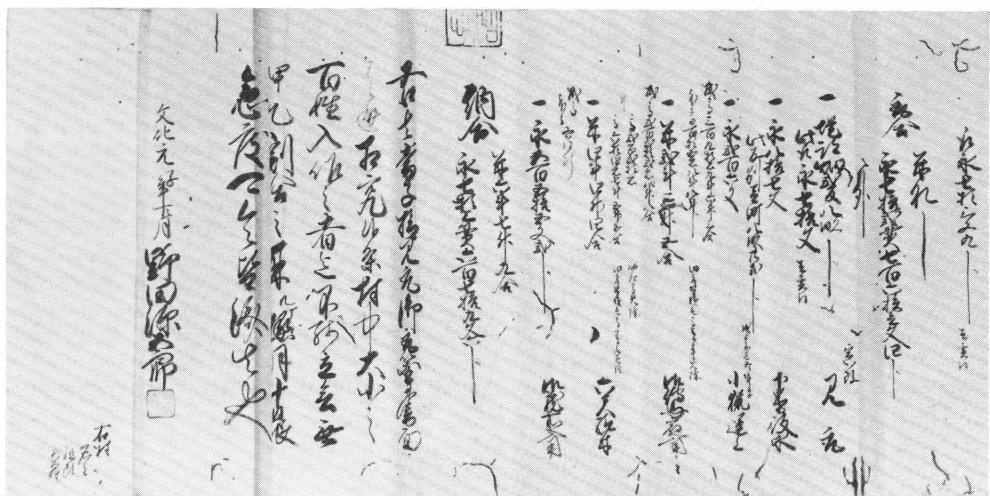
検地は繩入・竿入ともいわれ、各農民の田畠一筆ごとの面積を測量し、上・中・下・下々などの等級を定め、所有者を確定した。検地帳は水帳ともいい、村ごとに検地の結果を記載したもので、江戸時代の土地に関する基本台帳である。高麗本郷（現日高町）では、慶長2年（1597）に検地が行われているが、No. 7は寛文8年（1668）に改めて検地した時のものである。

(中略)

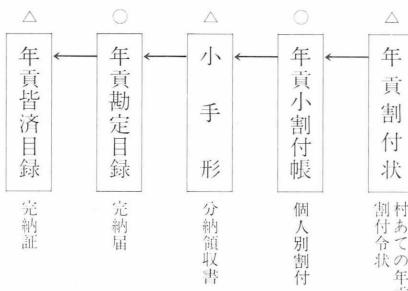


◀ No. 11 年貢割付状

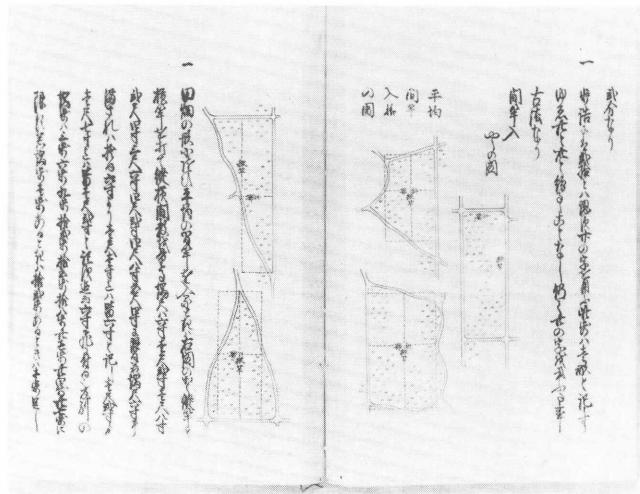
(後半部分)



## 年貢文書の作成順序

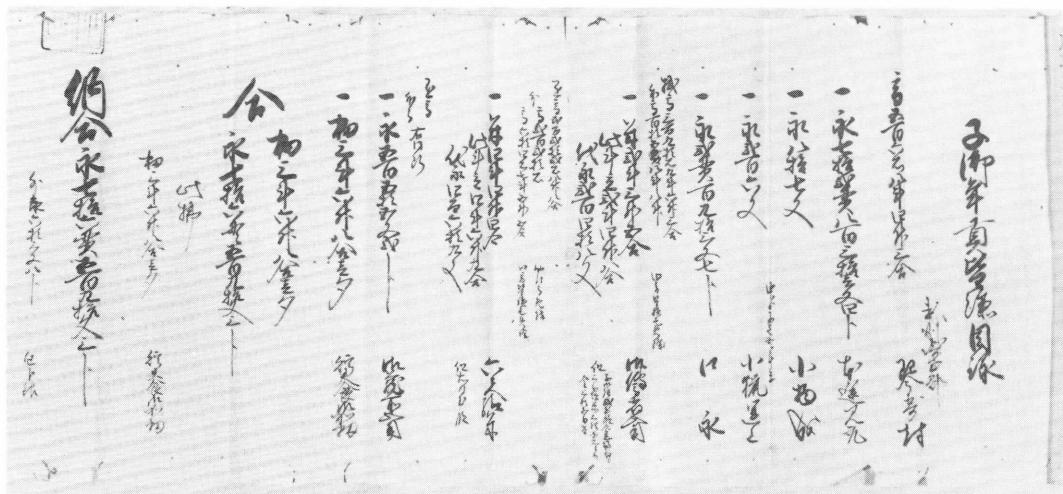


△……支配者が作成  
○……村方が作成

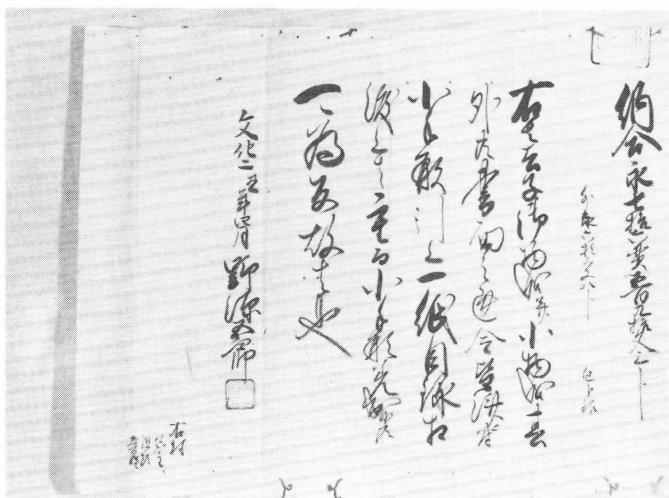


▲ 地方大成 壱

(下段に続く)



▲ No.12 年貢皆済目録



年貢割付状は領主が村単位にその年の年貢（租税）の徴収額を示したものである。年貢は村高に対して課せられたので、まず村高を記し、つぎに免除される額を差引いた残高を記し、それに対する年貢高が記され、これに小物成（雑税）・課役等を加えて、その年の年貢額が決まる。

皆済目録は、年貢の完納した段階で、村方から年貢勘定目録が提出されると、領主から正規の請取状として出されたものである。

# 村役人と農民

▼ No.23 新規組頭役願

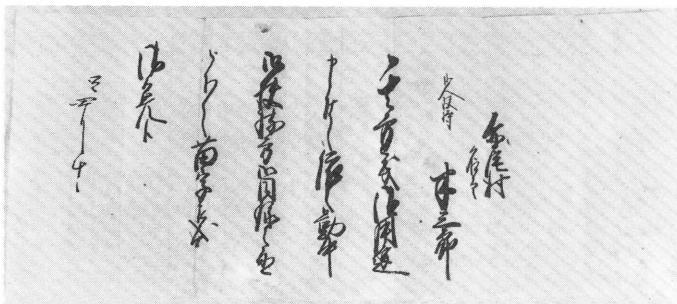


◀ No.22 名主跡役願書



（後略）

村役人＝村方三役は名主・組頭・百姓代から成るが、村によって単独・複数の場合、また世襲や輪番（年番）の場合などがある。No.22は赤尾村（現坂戸市）の名主半三郎が死亡したため息子の小平治に跡役を、またNo.23は組頭が不足のため清八外3名を新たに組頭役にするべく農民一同が連名で願い出たものである。この願い出によって領主から許可を得ると公式の村役人として認められた。



◀ No.24 苗字・帶刀下知書

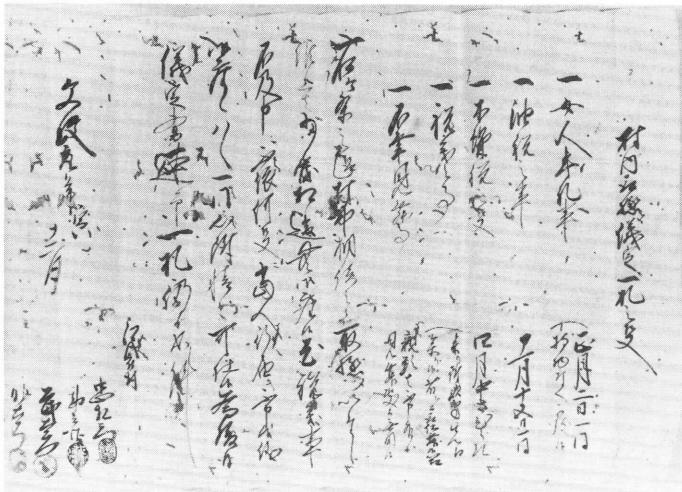


▶ No.25 带刀下知書



◀ No.26 名主入札

名主は一般的には世襲されるケースが多いが、村民の意見が分れた場合には、入札（投票）によって名主を選ぶこともあった。No.26の入札符は村民の投票した用紙である。金右衛門・助三郎・庄助・佐平次など名主候補の名が記入されている。



◀ No.27 村議定書

村役・村極ともいい、村民自身によって、用水・治安など農村生活全般にわたる取り決めがなされた。No.27は、女性の年始挨拶、祝儀・不幸見舞及び油・木綿税の納入日を取り決めたものである。この取り決めを破った者には、村八分、賤役負課などの制裁がなされる場合もあった。



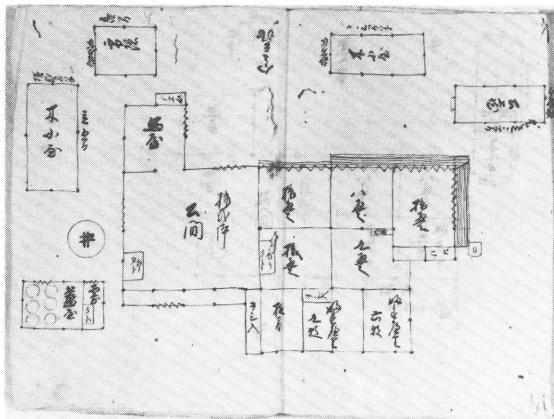
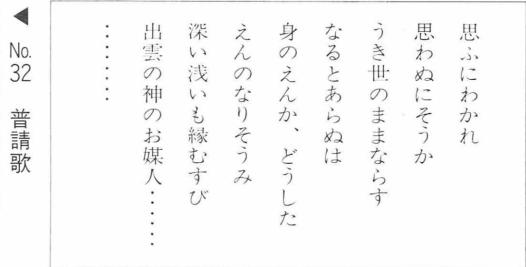
◀ No.28・29 村入用帳

村入用夫錢帳ともいい、村の1年の収入・支出が記入してある。村役人の給与、使用する紙代・墨代、道普請費用など村落運営に用いた費用で、村民からの徴取でまかなかわれた。

村入用（上平野村）		天保八年（一八三七）
諸入用		
村方神事	（一貫五〇〇文）	
樺名山代參	（二貫一〇〇文）	
中仙道桶川宿御伝馬勤関係	（五貫五四八文）	
助郷関係・宰才料給	（二貫七〇〇文）	
元荒川普請・宰才料給	（七四八文）	
綾瀬川掛渡井・草刈賃錢	（七貫七六二文）	
元荒川草刈代給	（一貫二三三文）	
綾瀬川自普請代給	（九二八文）	
元荒川堤欠壊場修復	（二四貫二五七文）	
村方年中諸入用	（二五貫二五七文）	
名主年中筆墨代	（四貫）	
届・願入用		
宗門人別書上帳御上納	（一貫五〇〇文）	
坂極普請願	（一貫五〇〇文）	
九月中大雨二付田方水増御届	（一貫五〇〇文）	
御上納入用		
春成御年貢金御上納	（一貫五〇〇文）	
秋成御年貢金御上納	（一貫七〇〇文）	
冬成御年貢金御上納	（一貫七〇〇文）	
皆済御年貢御上納	（一貫七〇〇文）	
計	八七貫七六五文	
（一反当・一四三文四分）		
○篠崎家文書No.一六六〇 〔申・村入用帳〕より作成		

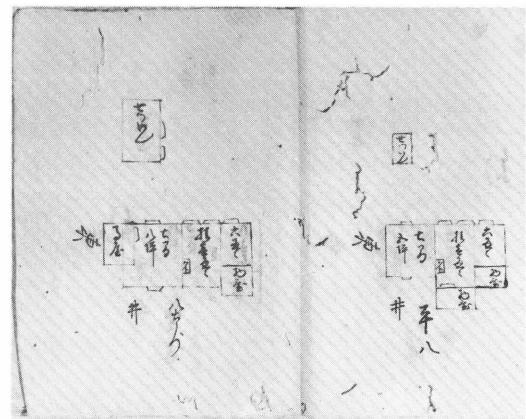


◆ 河川をはじめとする普請工事に参加した者には人足賃が支払われた。No.31の人足札は、勤務した者1日につき1枚として与えられたもので、後日この札で換金でき、また札自体が売買されることもあった。No.32は普請工事の際、人足が唄った歌で、協同作業する場合などにリズムを合わせるために唄われたものであろう。内容は下のような歌詞である。



▲ No.33 農家間取図（名主）

村内の農民の家の間取りを示したもので、No.33は名主の家の間取りである。馬屋があり、部屋数も多く、また敷地内には土蔵・木小屋・物置も作られていた。一方、No.34は小前百姓の家の間取りで、部屋数も3~4と少なく狭い。両者共玄関から入ると土間であり、作業場となった。また便所は外にあり、肥料として利用された。

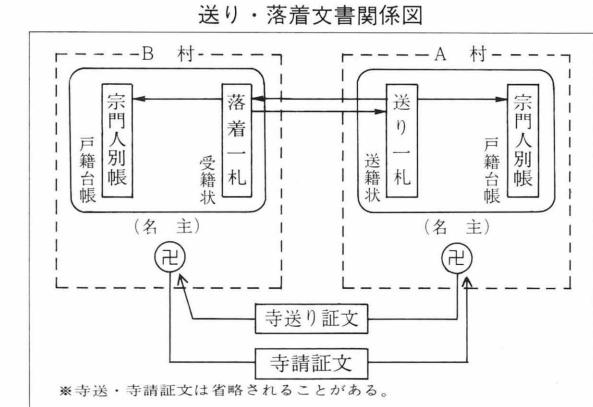
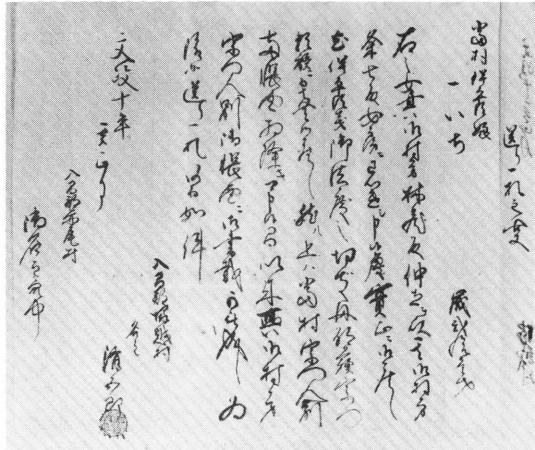


▲ No.34 農家間取図（小前百姓）

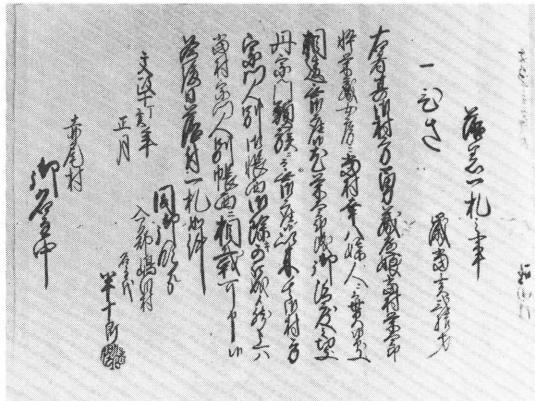
#### No.35・36・37 日記・記録帳類 ▶

日記帳は大別すると公用と私用に区分できるが、公私混合の記載が見えるものが多い。公用日記では名主役務としての行為や金銭出納が記載されており、私用では家業・家人の動静などを記した農業日記・家内日記や家計を記録した金銭出納帳や個人の小遣帳などがあり、日常生活の実態を窺わせるものである。





◀ No.41 送り一札



◀ No.42 落着一札

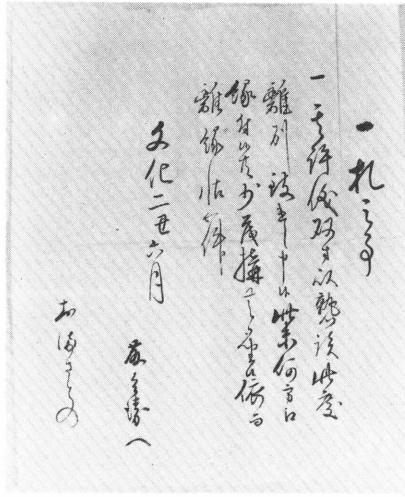
送り一札は宗門送り手形ともいい、他村へ移動する場合、当人の続柄、移動理由などを記載し、かつ切支丹でないことを証明した送籍状である。一般的には寺請証文を添えて移動先の名主へ送り、これが受理されると落着一札が発行され、双方の村の宗門人別帳の記載が変更された。No.41では、入間郡坂越村（現坂戸市）の伴平治娘いちが赤尾村の条七の嫁に來たこと、No.42は赤尾村の勇蔵娘ひさが石井村の栄蔵の嫁に行つたことを示している。

ませ結婚諸入用項目（林 信泓4女）	
嫁入り先	江戸下谷上野町・名主佐久間氏
結婚日	安永2年(1773)12月3日
持参品類	
箪笥・長持・葛籠・鏡・化粧品類・蚊帳・硯箱・膳椀・衣裳類・反物類・草履・足袋・じばん・晒・わた等	
進物類	
重箱・扇子・反物・上田紙類・土産等	
江戸行諸入用	
道中費用・駄賃・小遣・かご代・土産等	
その他	
媒約人礼金（2人分）・酒代等	
計 金 9両3分2朱	
銀 630匁1分9厘	
銭 12貫741文	
合計 22両2分 1貫146文	
○林家文書No.8469「おませ婚礼入用覚」より作成	



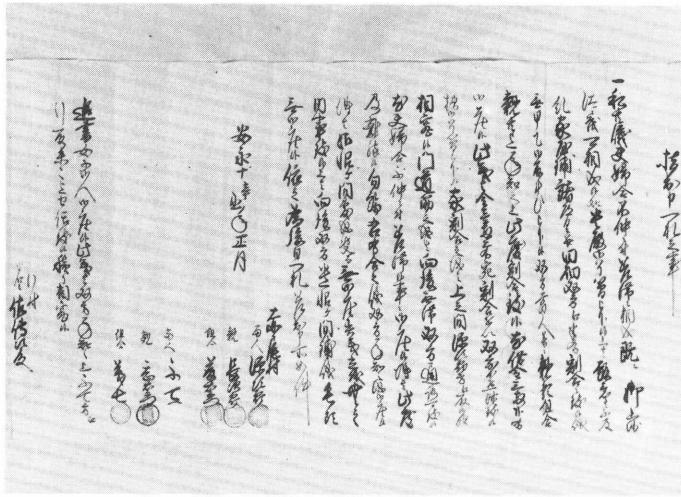
▲ No.43 宗門人別改帳

宗門人別改帳・宗旨人別帳とも称し、切支丹禁止政策の一環として住民の宗旨を調べるために作成された。檀那寺、戸主以下奉公人を含む家族構成、年齢が家単位に記載され、戸籍台帳としての機能をはたした。



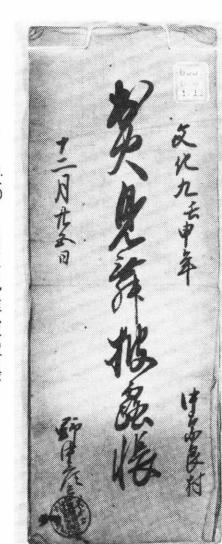
▲ No.44 離縁状

俗に三行半といわれるもので、必要最少限の文言で済した。これは女性の欠点を記載するところがなく、女性の側からすれば、再婚への許可状の役割を持つものでもあった。常に男性から女性に対して出す形式であったが、必ずしも男性の一方的な離縁ではなかったといわれている。



▲ No.45 財産分割証文 (離縁)

夫婦不仲により離別するにあたって、家屋敷、諸道具、田畠、借金まで等分にすることを示したものである。農村では女性も直接生産労働に従事していたこともあり、江戸時代においても場合によっては対等の地位を占めていたことを窺わせるものである。



No. 46

日常生活において、近隣の交際は少くことのできないことであった。No.46は天保9年(1812)12月25日丑九時におこった火事に対する見舞

の記録帳である。見舞物は、金銭をはじめ米・飯・繩・竹から包丁に至るまで多種にわたっている。

No.47は葬儀の際の香奠記録で、金銭が主である。また本文書には当日の葬儀行列も記録されている。



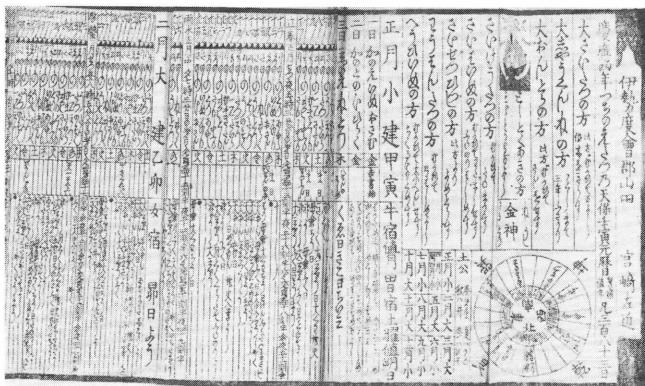
No. 47  
御悔香奠控帳

▲ No.48 賴母子仕様帳

## 農業と農間余業



▲ No.50 農業日記



文久3年 (1863)

農事暦 (旧暦)

葛飾郡長間村 (現幸手市)

月	稻作
1	
2	○ 耕うん 施肥 ねこほり 畑つき
2	耕うん (二番うなえ) (本格化)
4	しろかき 施肥 田植 水かえ
5	田こすり・かわなし 田の草取、用水もがり あぜ草取
6	
7	
8	下旬 稻刈始まる
9	稻刈 (本格化) 稻かけ (かんそう)
10	稻打 (脱穀) かるす別 (選別)
11	○ もみ選別
12	

かなわし = 稲のねとの土を除き生育を促す  
ねこほり = 土手の木の根をほる  
田こすり = 田の土を平にする

〔川田氏収集(幸手)文書より作成〕

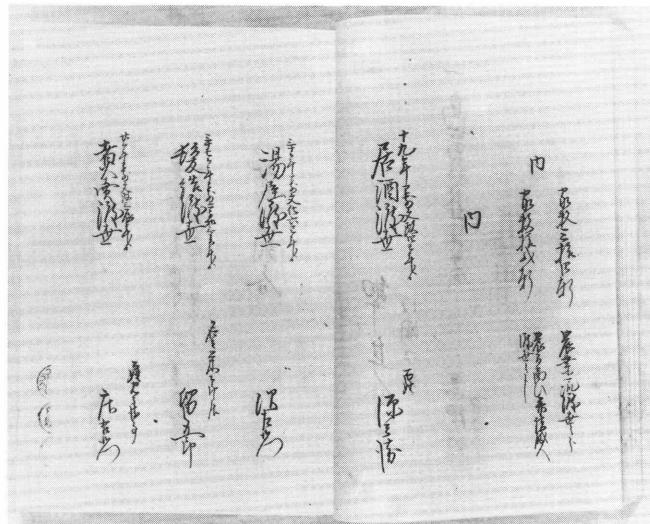
◀ No.53 伊勢暦

伊勢暦は、村々をまわって伊勢信仰をひろめた御師によってもたらされ、八十八夜や二百十日などの農作業のめやすになる日が示され、全国の農作業の均一化を促す面で効果をあげたものである。江戸時代のはじめのころから作られ、多くの種類がある。

▼ No.54 農間余業調



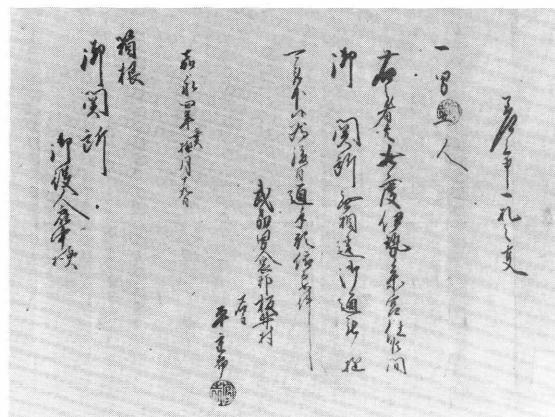
俵編みの図 (イラスト)



## 信仰と娯楽

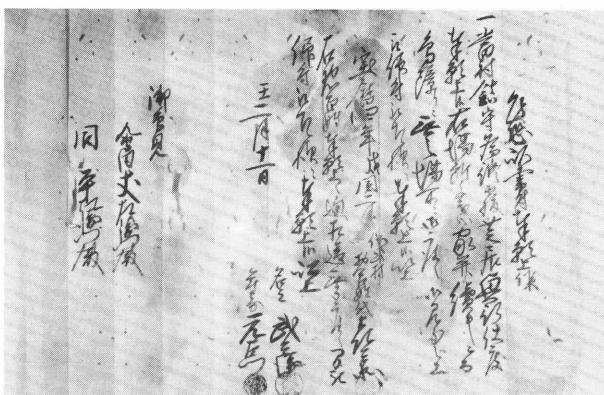


▲ No.56 伊勢参詣願書

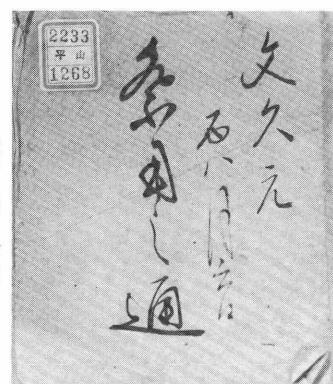


▲ No.57 伊勢参詣通行手形

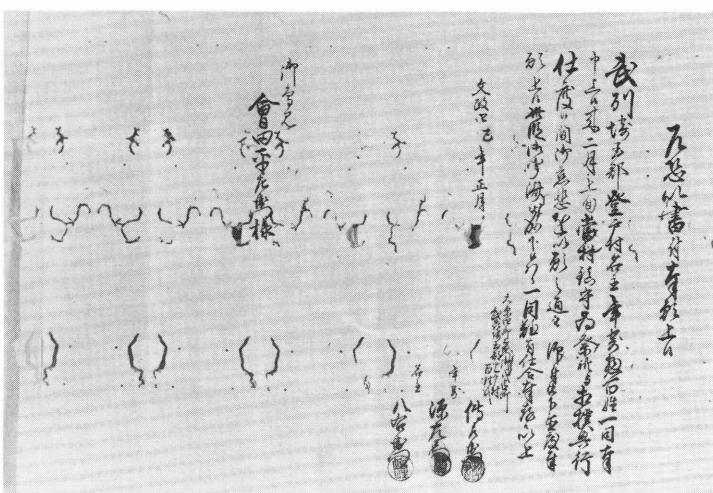
神社仏閣の参詣を理由とする旅は、きびしい日常生活から解放される数少ない楽しみのひとつであった。No.56は水川神社領の新開村（現浦和市）の村役人が伊勢参詣の許可を得るために提出した文書である。またNo.57は、板井村（現江南町）の農民が伊勢参詣のための箱根関所の通行手形である。



◀ No.58 芝居興業願書



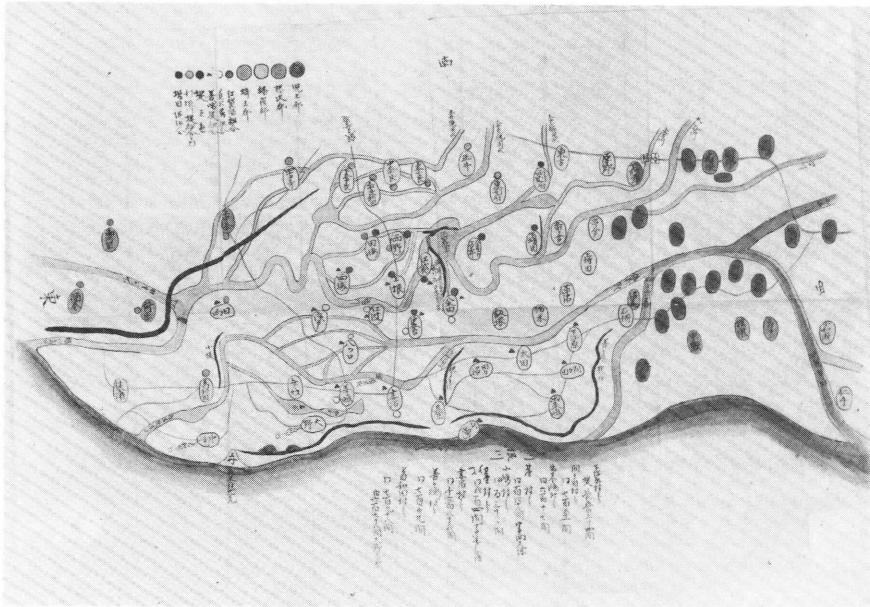
▶ No.60 祭用之通



◀ No.59 相撲興業願書

村民にとって鎮守の祭礼は、豊作を祈願し、祝う大切な行事であり、同時に日常の労働から解放される日でもあった。鎮守境内では公共の広場として芝居や奉納相撲が催された。No.58は芝居興業を、No.59は相撲興業を紀州鷹場鳥見役の会田家に対して許可を得るべく差出したものである。

## 組合村

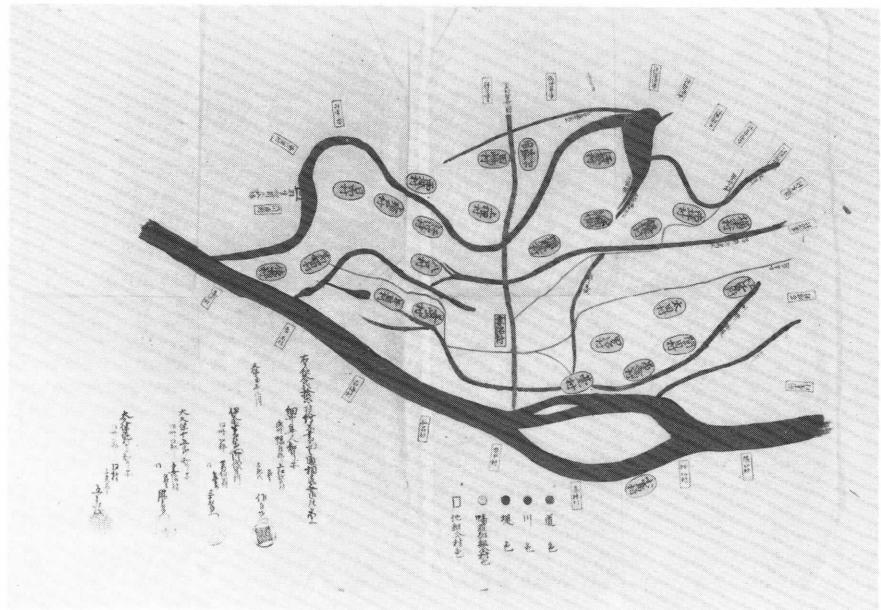


◀ No.62 利根川通用水組合絵図

用水組合は用水の分水、水量確保のために一村をこえて地域的にまとまった自治的な組織である。No.62は県北利根川通りに位置する各用水組合を色分けで示したものである。用

水は農業に欠くことができないものであったため、利害対立も度々おこったが、その調整をおこなうためにも組合組織が必要とされた。この他にも普請組合など各種の組合が結成されていた。

No.64 改革組合・幡羅郡組合村絵図



江戸時代の中期を過ぎると貨幣経済が次第に農村にも浸透し、農間余業者、無宿人や博徒の横行など風俗・治安の面で問題となった。幕府は文化2年(1805)、

関東取締出役を創設して対応したが、その一環として文政10年(1827)に領主支配をこえた「改革組合村」を関東一円に結成させた。No.63は妻沼村を中心とする26カ村の組合村を示すもので、惣代名主がおかげ、村をこえて治安維持等がはかられた。

## 展示文書目録

番号	文書名	年号(西暦)	文書番号
<b>村のくらし</b>			
<b>—禁令と支配—</b>			
1	慶安の触書(版本)		野中家文書 3037
2	五人組帳前書		武笠(幸)家文書 104
3	御仕置五人組帳	享保20(1735)	森田家文書 310
4	御用留	安政3(1856)	野中家文書 634
⑤	県域所領分布図(江戸時代前期)※パネル		
6	高札(徒党禁止)	明和7(1770)	小林(茂)家文書
<b>—検地と貢租—</b>			
7	武州高麗郡高麗本郷御繩打水帳	寛文8(1668)	堀口家文書 289・290
8	高麗本郷西年名寄帳	寛文9(1669)	堀口家文書 331
9	高麗本郷田畠名寄帳	延宝元(1673)	堀口家文書 335
10	地方大成・壹		小林(茂)家文書 4424
11	子御年貢可納割附之事	文化元(1804)	小林(茂)家文書 2092
12	子御年貢皆済目録	文化2(1805)	小林(茂)家文書 2093
⑬	村にかけられた主な年貢	※パネル	
⑭	年貢米納入の図	※パネル	
⑮	年貢文書作成順序	※パネル	
16	油菴御年貢取立小割帳	天保8(1837)	林家文書 948
17	大豆御年貢割合帳	天保9(1838)	林家文書 1005
18	高役金小割取立帳	天保14(1843)	林家文書 2115
19	川々御普請御国役金取立帳	文久3(1863)	林家文書 1574
<b>—村役人と農民—</b>			
20	秩父郡大野村絵図	嘉永6(1853)	森田家文書 8057
21	幡羅郡奈良(上・中・下・新田)村絵図		野中家文書 8038
22	名主跡役願書	元禄11(1698)	林家文書 3519
23	新規組頭役願書	明和7(1770)	林家文書 4690
24	扶持井苗字下知書	慶応4(1868)	林家文書 2848
25	帶刀下知書	安政4(1857)	平川家文書 1518
26	名主役入札綴		林家文書 3179~3181
27	村議定書	文政元(1818)	長嶋家文書 1311
28	申・村入用帳	天保8(1837)	篠崎家文書 1660
29	酉・村入用帳	天保9(1838)	篠崎家文書 1657
⑳	年間村入用品目一覧(上平野村)※パネル		
31	普請人足札綴	安政2(1855)	林家文書 8789
32	垣櫻動築歌(普請歌)	天保4(1833)	平山(小)家文書 408
33	農家間取図(名主)	明和7(1770)	吉田(愛)家文書 35

番号	文書名	年号(西暦)	文書番号
34	農家間取図(小前百姓)		鬼久保家文書 50
35	家内記録見聞帳	天保15(1844)	林家文書 1359
36	年中小遣帳	天保15(1844)	林家文書 1862
37	金錢出入毎月度々調	天保15(1844)	林家文書 1793
38	結納目録		林家文書 8824
39	おませ婚礼入用覚	安永2(1773)	林家文書 8469
④〇	おませ婚礼持参物一覧	※パネル	
41	送り一札	文政10(1827)	林家文書 5302
42	落着一札	文政10(1827)	林家文書 5301
43	宗門人別改帳	文政9(1826)	根岸家文書 26・28
44	離縁状	文化2(1805)	林家文書 3037
45	財産分割証文(離縁)	安永10(1781)	林家文書 5174
46	出火見舞披露帳	文化9(1812)	野中家文書 1211
47	御悔香奠控帳	寛政13(1801)	久保家文書 598
48	頼母子仕様帳	天明3(1783)	平山(小)家文書 181
④〇	送り・落着文書関係図	※パネル	

### —農業と農間余業—

50	農業日記	文久3(1863)	川田氏収集(幸手)	190
51	農作業日記		野中家文書	545
②	農事暦	※パネル		
53	伊勢暦	慶応4(1868)	西角井家文書	9988
54	農間余業調	天保9(1838)	長嶋家文書	559
③	俵編みの図	※パネル		

### —信仰と娯楽—

56	伊勢參詣願書	天保14(1843)	西角井家文書	3462
57	伊勢參詣通行手形	嘉永4(1851)	飯島家文書	549
58	芝居興業願	[宝暦4](1754)	会田家文書	4823
59	相撲興業願	文政4(1821)	会田家文書	3589
60	祭用之通	文化元(1804)	平山家文書	1268
61	祭礼道具入用人別割	慶応2(1866)	平山家文書	206

### —組合村—

62	利根川通用水組合絵図	嘉永元(1847)	長嶋家文書	2991
63	江袋堤組合高植附反別地頭姓名所書上帳	寛政6(1794)	長嶋家文書	134
64	忍領上江袋村溜井堤組合自普請仕様帳	寛政6(1794)	長嶋家文書	136
65	改革組合絵図(妻沼村外25ヶ村組合)		長嶋家文書	2995
66	御改革本儀定書	文政11(1828)	長嶋家文書	123

\* 会期中に一部展示替えを行うことがあります。

# LET'S TRY! —挑戦してみませんか—

貴殿厄介  
一 美恵

落着一札之事

右之もの、坂戸村百姓藏吉殿仲立ヲ以、  
此度私シ厄介ニ貰請候處実正也、然ル上ハ、  
村方宗門人別帳面ニ書加江申候ニ付、  
以来其御村方宗門人別御帳面(丹親文)  
御除キ可被成候、尤我等義切支宗門之  
類族ニ而ハ無御座候、為後日落着一札如件

嘉永元歳 申十二月 日 上田豊之助知行所 武州高麗郡 大田ヶ谷村 重右衛門

當申式拾式歳



## 新収蔵文書展示目録

番号	文書名	年号(西暦)	文書番号
<b>新収蔵文書紹介コーナー</b>			
1	誠楽社議定簿	明治10年(1877)	岸田氏収集文書
2	倭節用集 全	文政元年(1818)	松橋家文書
3	大圍堤御普請願書	弘化2年(1845)	木村家文書
4	秩父郡大宮郷戸長辞令	明治12年(1879)	小沢氏収集文書
5	日誌	明治17年(1884)	小沢氏収集文書
6	日本ゼネラルモータース社広告		飯田氏収集文書
7	諸事留(氷川明神別当吉祥院)	天保2年(1831)	菊地家文書
8	算法地方大成		野口氏収集文書
9	果樹指導圃調	昭和4年(1929)	兼子氏収集文書
10	凍害関係書類(其一)	昭和28年(1953)	秦氏文書
11	大島堯田書		根本家文書
12	戸口査察規程	大正13年(1924)	根本家文書
13	社寺明細帳(高麗郡井上村)	明治17年(1884)	飯島(一)氏収集文書
14	浦和県高札	明治2年(1869)	飯島(一)氏収集文書
<b>古文書解説コーナー</b>			
1	五人組帳 全(山本大膳版)	天保7年(1836)	飯島(徳)氏収集文書
2	広告		川田氏(幸手)収集文書

※会期中に一部展示替えを行なことがあります。

表紙 秩父郡大野村絵図(森田家8057)・幡羅郡奈良(上・中・下・新田)村絵図(野中家8038)

発行 昭和62年5月 編集 埼玉県立文書館 浦和市高砂4-3-18 TEL(0488)65-0112 印刷 ときわ印刷(株)